

# 避難情報の判断・伝達マニュアル

雲 仙 市

令和5年6月修正



## ■ 目 次 ■

1. 基本的事項	1
1-1. 策定等の目的	1
1-2. 避難指示等の対象災害	1
1-3. 避難指示等の種類	1
1-4. 居住者がとるべき行動(警戒レベルの詳細)	2
1-5. 市の責務	3
2. 避難行動(安全確保行動)	4
2-1. 避難行動の目的	4
2-2. 避難行動の分類	4
2-3. 居住者等の避難行動の原則	5
3. 情報提供	8
3-1. 情報提供の在り方	8
3-2. 避難を促す防災気象情報等の提供	8
4. 避難指示等	10
4-1. 発令基準の基本的考え方	10
4-2. 設定手順	11
4-3. 指定避難所の開設	12
4-4. 立退き避難が必要な災害の事象	12
5. 避難指示等の判断に関する関係機関の協力・助言	13
6. 要配慮者等の避難	14
6-1. 要配慮者利用施設等における避難の実効性の確保	14
6-2. 在宅の要配慮者における避難の実効性の確保	14
7. 自然災害の発生が想定される際の体制	15
7-1. 防災体制の段階	15
7-2. 市長不在等の場合における避難指示等の発令に関する委任順位	16
7-3. 関係部署等	16
8. 洪水	17

目 次

8-1. 避難指示等の対象とする洪水等	17
8-2. 避難指示等の対象とする洪水等の危険性がある区域	17
8-3. 避難指示等の発令を判断するための情報	19
8-4. 避難指示等の発令基準	20
8-5. 避難指示等の判断フロー	24
<b>9. 台風等</b>	<b>25</b>
9-1. 避難指示等の対象とする災害	25
9-2. 避難指示等を判断する情報	25
9-3. 避難指示等の発令基準	26
9-4. 避難指示等の判断フロー	28
<b>10. 土砂災害</b>	<b>29</b>
10-1. 避難指示等の対象とする土砂災害	29
10-2. 避難指示等の対象とする土砂災害の危険性がある区域	29
10-3. 避難指示等を判断する情報	30
10-4. 避難指示等の発令基準	32
10-5. 避難指示等の判断フロー	33
<b>11. 高潮災害</b>	<b>34</b>
11-1. 避難指示等の対象とする高潮災害	34
11-2. 避難指示等の対象とする高潮災害の危険性がある区域	34
11-3. 避難指示等を判断する情報	35
11-4. 避難指示等の発令基準	36
11-5. 避難指示等の判断フロー	37
<b>12. 津波災害</b>	<b>38</b>
12-1. 避難指示の対象とする津波災害	38
12-2. 避難指示の対象とする津波災害の危険性がある区域	38
12-3. 避難指示を判断する情報	39
12-4. 避難指示等の発令基準	40
12-5. 避難指示等の判断フロー	41
<b>13. 火山災害</b>	<b>42</b>
13-1. 避難指示等の対象とする火山災害	42
13-2. 避難指示等の対象とする火山災害の危険性がある区域	44

13-3. 避難指示等を判断する情報	45
13-4. 避難指示等の発令基準	47
13-5. 避難指示等の判断フロー	50
14. 避難指示等の伝達	51
14-1. 避難指示等の伝達手段と方法	51
14-2. 避難指示等の伝達内容	53
15. 用語集	58



# 1. 基本的事項

## 1-1 策定等の目的

- (1) 災害対策基本法において、市町村長は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難指示等を発令する権限が付与されている。

一方で、市町村長が発令する避難指示等は、居住者等に対する強制力はないものの、拘束力の程度が異なることから、市は、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように、平時から防災知識の普及を図るとともに、災害発生のおそれの高まりの程度に応じて高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を使い分けて発令し、災害時には居住者等が判断できる情報を提供する責務を有する。

このため、避難を要する災害が発生した場合に適切な避難情報の発令を行うことで、住民の迅速かつ円滑な避難行動を実現し、災害による人的被害の軽減に資することを目的として、避難情報の判断・伝達マニュアルを策定するものである。

- (2) 見直しの背景

平成30年7月豪雨による水害・土砂災害の教訓を今後に活用すべく「行政主導の取り組みに改善することにより防災対策を強化する。」という方向性を根本的に見直し、住民が「自らの命は自らが守る。」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はこれを全力で支援するという、住民主体の取り組み強化による防災意識の社会の構築が打ち出され、平成31年3月に国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改正され、居住者等が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう避難情報等を5段階の警戒レベルに整理し、わかりやすく情報提供できるよう改善された。

また、避難指示で避難しない人が多い中で、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられわかりにくいとの課題も顕在化した。このため、令和3年5月災害対策基本法を改正し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令するとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合は直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善されたことにより見直しをするものである。

## 1-2 避難指示等の対象災害

避難指示等の対象災害は、洪水等、土砂災害、高潮災害、津波災害及び火山災害とする。

## 1-3 避難指示等の種類

避難指示等の種類及び用語の意味は次のとおりである。

1. 基本的事項

区分	用語の意味（根拠条項）
警戒レベル3 高齢者等避難	○ 市長は、必要な通知または警告をするにあたって、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。
警戒レベル4 避難指示	○ 市長は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
警戒レベル5 緊急安全確保	○ 市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

### 1-4 居住者がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

災害発生の高まりに応じて5段階に分類した警戒レベルにおいて居住者等がとるべき行動は以下のとおりである。

■ 警戒レベルにおける居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発令される状況：災害発生または切迫(必ず発令される情報ではない。)</li> <li>● 居住者がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保をとる。 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発令される状況：災害のおそれが高い</li> <li>● 居住者がとるべき行動：危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> </ul>
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>● 居住者がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> </ul> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者、障害のある人等及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況の応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望まれる。</li> </ul>

<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発令される状況：気象状況悪化</li> <li>● 居住者がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握・手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発令される状況：今後気象情報の悪化のおそれ</li> <li>● 居住者がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul> </li> </ul>

## 1-5 市の責務

---

市は、居住者の一人一人が適切な避難行動をとることができるように平素から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。

## 2 避難行動(安全確保行動)

### 2-1 避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命または身体を保護するための行動」である。

### 2-2 避難行動の分類

#### (1) 立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域等や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域(中小河川沿い、局所的な低地、山裾等)の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し、安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。なお、「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。

##### ① 立退き避難の避難先

###### ア 指定避難所等

災害の危険から身の安全を確保するために避難する施設等としてあらかじめ市が指定した施設等(小学校、公民館、高台等)

###### イ 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先

##### ② 関係する災害：洪水等、土砂災害、高潮、津波

#### (2) 屋内安全確保

災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること(待避)等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断で取りえる行動である。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり、浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには以下の条件が満たされる必要がある。

① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※1に存していないこと。

② 自宅・施設等に浸水しない居室があること。

③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※2を許容できること。

※1：家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸

浸食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2：支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ。

電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

④ 「屋内安全確保」の行動例

ア 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称される場合もある。）

イ 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる。（待避）

⑤ 関係する災害：洪水等、高潮

(3) 緊急安全確保

「立退き避難」をする必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった、または急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し指定避難所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

① 「緊急安全確保」の行動例（ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

ア 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。

イ 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

## 2-3 居住者等の避難行動の原則

(1) 居住者の避難行動の原則

自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的に避難行動をとるものとする。

① 居住者等は、自宅・施設等の災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動、避難のタイミングについては各居住者等で異なることを理解した上で、災害種別ごとに自宅等が立退き避難が必要な場所なのか、あるいは上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等についてあらかじめ確認・認識する。

② 居住者等は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識等によって避難行動をとるタイミングを逸することの

## 2 避難行動(安全確保行動)

ないよう、気象庁から提供される警戒レベル相当情報のほか水位情報や画像情報等のリアルタイム情報等を確認し、災害発生の危険性を認識する。

### (2) 居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次にあげる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練をするものとする。

- ① 災害種別ごとに、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか。
- ② それぞれの脅威に対し、どのような避難行動をとれば良いか。(避難先、避難経路、避難手段、家族等の連絡手段)
- ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか。

### (3) 施設管理者等の避難行動の原則

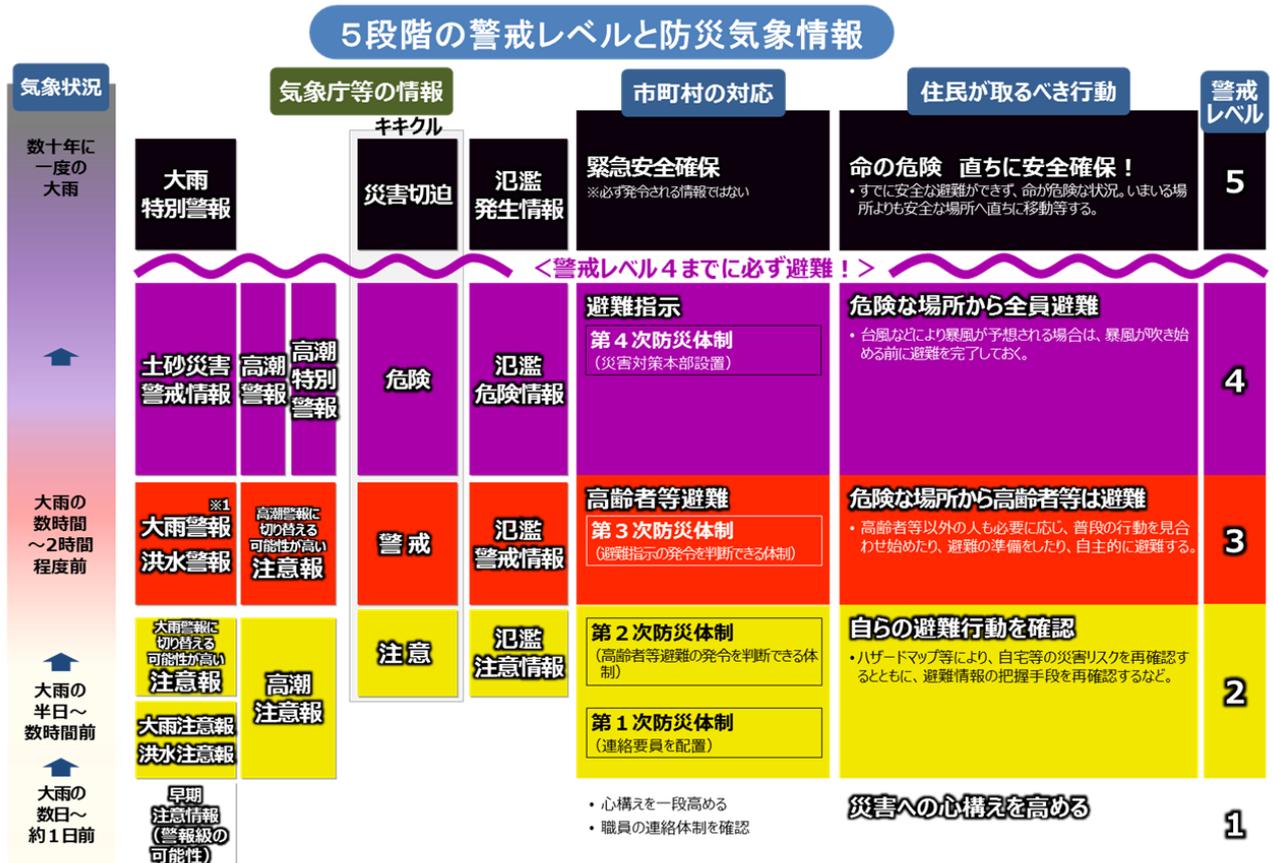
- ① 浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、かつ、地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられていることから、気象庁からの警戒レベル2の情報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講ずる。
- ② 施設管理者は、避難経路や避難経路の安全性を平時より確認しておくとともに、災害時における避難経路の通行止めや計画していた移送手段や支援体制を確保できない等の不測の事態に備え、施設利用者の緊急安全確保行動の支援についてもあらかじめ確認・準備する。
- ③ 行政や消防団、自治会等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるよう緊密に連携する。

### (4) 防災気象情報と警戒レベルの関係

防災気象情報と警戒レベルの関係は、以下のとおりとする。

警戒 レベル 相当 情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)			
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合		
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報</li> <li>・ 洪水キキクル (危険度分布：黒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨特別警報(浸水害)</li> <li>・ 浸水キキクル (危険度分布：黒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨特別警報(土砂災害)</li> <li>・ 土砂キキクル (危険度分布：黒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮氾濫発生情報</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報</li> <li>・ 洪水キキクル (危険度分布：紫)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水キキクル (危険度分布：紫)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害警戒情報</li> <li>・ 土砂キキクル (危険度分布：紫)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮特別警報</li> <li>・ 高潮警報</li> </ul>

3	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫警戒情報</li> <li>洪水キキクル（危険度分布：赤）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨洪水警報</li> <li>浸水キキクル（危険度分布：赤）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）</li> <li>土砂キキクル（危険度分布：赤）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮警報に切り替える可能性が高い注意報</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意情報</li> <li>洪水キキクル（危険度分布：黄）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水注意報</li> <li>浸水キキクル（危険度分布：黄）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）</li> <li>土砂キキクル（危険度分布：黄）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮注意報</li> </ul>
1				



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

## 3 情報提供

### 3-1 情報提供の在り方

- (1) 平時からの情報提供
  - ① 災害リスクに関しては、ハザードマップに加え、地形情報や過去の土地利用、災害記録等により地域の災害リスクを周知する。
  - ② 避難行動は、警戒レベルに対応した、とるべき避難行動をあらかじめ考えておくことや、状況に応じて「近隣の安全な場所」への立退き避難、「**緊急安全確保**」といった臨機応変な避難行動について周知する。
  - ③ 情報の入手手段や活用方法について周知する。
- (2) 災害発生のおそれが生じた場合における情報の伝達
  - ① 気象情報、土砂災害警戒情報、土砂災害・洪水警報の危険度分布などの防災気象情報等を収集し、その時点の状況や避難情報等の発令の見通し等居住者・施設管理者に対して早い段階から確実な情報提供を行い主体的な避難行動を支援する。
  - ② 避難場所については、避難情報等の発令時に円滑に避難できるよう、事前に居住者・施設管理者等に周知する。
  - ③ 避難情報等の発令時に、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき具体的な避難行動を、災害発生前から周知する。

### 3-2 避難を促す防災気象情報等の提供

- (1) 市は、災害のおそれがある各段階で、防災気象情報や画像情報等を有効に活用し、居住者・施設管理者等が自らの判断で適切な避難行動がとれるようリアルタイムで情報を取得し、提供する。
- (2) 各種気象情報  
国、都道府県が提供している主なものは以下のとおりである。
  - ① 気象情報
    - ア 台風情報  
台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報がより更新頻度を上げて提供される。
    - イ 都道府県気象情報  
警報等に先立って警戒・注意を呼び掛けたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県単位（北海道、沖縄ではさらに細かい単位）で適時発表される。
  - ② 気象警報等  
気象現象によって災害が起こるおそれがあるときに発表される。気象警報、

注意報は、居住者等の安全確保行動がとられるまでに要する時間を考慮して、災害に結びつくような激しい現象が発生する 3～6 時間前(ただし短時間の強雨については 2 ～3 時間前)の時点で発表されることが基本とされている。

また、6～24 時間以内に警報基準に到達する可能性が高いと予想されている場合は、警報に切り替える可能性に言及した注意報が発表される。

早期注意情報は、警報級の現象が予想されるときに、その可能性が高・中の段階で発表される。

- ③ 雨量に関する情報
  - ア 地点雨量
    - アメダス、テレメータ雨量、リアルタイム雨量
  - イ 面的な雨量
    - レーダ雨量 (Cバンドレーダ、XRAIN) リアルタイムレーダ、解析雨量、高解像度降水ナウキャスト、降水短時間予報
  - ウ 流域平均雨量等
- ④ 水位に関する情報
  - カメラ画像、テレメータ水位、危機管理型水位計水位、水位予測
- ⑤ 洪水に関する情報
  - 水位到達情報、内水氾濫危険情報、洪水警報の危険度分布
- ⑥ 土砂災害に関する情報
  - 土砂災害警戒情報、土砂災害の危険度分布
- ⑦ 潮位に関する情報
  - 予想最高潮位、潮位観測情報、高潮氾濫発生情報
- ⑧ 津波に関する警報・情報等
  - 津波警報等、津波情報等

## 4 避難指示等

### 4-1 発令基準の基本的考え方

- (1) 避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。
- (2) 警戒レベル3高齢者等避難は、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミングの早めの避難を促す情報提供をする等、要配慮者が円滑かつ迅速な避難の確保ができるように発令する。
- (3) 警戒レベル4避難指示は、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難を促す場合に発令する。
- (4) 警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合において、避難のための立退き避難を行うことにより、かえって人の生命または、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所でのその他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
- (5) 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切に発令する。
- (6) 平時より、様々な状況を想定した避難情報の発令基準を設定するとともに、可能な限り簡潔で明瞭な発令基準とする。
- (7) 指定避難所が未開設であっても、居住者の身の安全確保を最優先に考えた最善の情報提供をおこなう。
- (8) 防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、適時的確な避難情報を発令する。

## 4-2 設定手順

避難情報等の発令基準の設定に関する大まかな作業の流れは次のとおりとする。

### (1) 対象とする災害の特定

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定し、洪水等、土砂災害、高潮災害、津波災害及び火山災害とする。

### (2) 避難情報等の対象とする区域の設定

対象とする区域は、命を脅かされる可能性がある居住者等がいる災害リスクのある区域等とし、細部は次のとおりとする。

#### ① 洪水等

避難指示等の対象となる区域は、「山田川浸水想定図」及び「島原半島の危険区域」（雲仙市地域防災計画の別紙を参照）内の河川災害を基本として設定する。

#### ② 土砂災害

避難指示等の対象となる区域は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、県の調査による土砂災害危険箇所等を基本として設定する。

#### ③ 高潮

避難指示等の対象となる区域は、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本として設定する。

#### ④ 津波

避難指示等の対象となる区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じた浸水区域を基本として設定する。

#### ⑤ 火山

避難指示等の対象となる区域は、噴火警戒レベル4又は5において、より広域となる「溶岩流及び火砕流（火砕サージを含む。）」の影響範囲に入る居住地区を基本として設定する。

### (3) 避難情報の発令判断に資する情報

#### ① 防災気象情報

#### ② 日没や暴風が吹き始める時刻

#### ③ 堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報

#### ④ 自治会・自主防災組織や消防団等からの現地の情報

#### ⑤ 河川国道事務所、気象台等関係機関からの情報提供（ホットライン）

### 4-3 指定避難所の開設

---

避難情報の発令時点において指定避難所の開設が完了していない事態をできるだけ避けるため、高齢者等避難の発令段階で、必要となる指定避難所を順次開設し始め、避難指示発令までに開設し終えるようにする。また、開設している指定避難所がどこなのか具体的に分かる情報を提供する。また、マスメディアやインターネット・アプリ等から自主防災組織や居住者等に速やかに伝えるものとする。なお、たとえ指定避難所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であっても、災害が緊迫した状況の場合には避難指示等を発令する。

### 4-4 立退き避難が必要な災害の事象

---

(1) 洪水等（洪水、内水氾濫）

- ① 河川が氾濫した場合、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合
- ② 山間部の川の流れが速いところで、河岸浸食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合
- ③ 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者の命に危険が及ぶおそれがある場合
- ④ ゼロメートル地帯のように浸水が長時間継続するおそれがある場合

(2) 土砂災害

- ① 後背等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害のおそれがある場合
- ③ 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

(3) 高潮

- ① 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合
- ② 浸水の深さが深く、居室が浸水するおそれがある場合や地下施設や空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者の命に危険が及ぶおそれがある場合
- ③ ゼロメートル地帯のように浸水が長時間継続するおそれがある場合

(4) 津波

- ① 津波浸水想定区域内の居住者は、地震に伴う強い揺れや長時間の揺れを感じた場合

## 5 避難指示等の判断に関する関係機関の協力・助言

気象、河川、土壌、津波、高潮等がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なるため、市は、災害対策基本法第61条の2に基づき、避難指示等の判断基準の設定及び避難指示等の発令の際は、これらの機関の協力を積極的に求める。

災 害	専 門 機 関 名	備考
水害	長崎県、島原振興局	
土砂災害	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所雲仙砂防管理センター、長崎県、島原振興局	
津波・高潮災害	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所、長崎県、島原振興局	
気象、高潮、地震、津波	長崎地方気象台等	

## 6 要配慮者等の避難

### 6-1 要配慮者利用施設等における避難の実効性の確保

市は、要配慮者（要配慮者利用施設の利用者を含む。）が円滑に避難を行うことができるよう施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導・監督してその実効性を確保する。

### 6-2 在宅の要配慮者における避難の実効性の確保

在宅の避難行動要支援者については、避難行動支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者名簿を活用する。また、支援に当たっては、誰がどのような手段で支援するのかといったことを明確にするとともに、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、消防団及び自主防災組織等、地域全体で実現性のある支援体制を構築する。なお、支援する立場の人は自らの身の安全確保を最優先とすることに留意する。

#### (1) 要配慮者利用施設等への情報の伝達

市は、要配慮者利用施設等へ情報が確実に伝達されるよう、情報伝達体制を定めておくものとし、伝達に当たっては、伝達責任部局を決める等確実な伝達体制を構築する。

#### (2) 要配慮者への情報伝達

市は、在宅の要配慮者へ情報を伝達するため、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報周知できる体制と環境の整備に努める。

聴覚障害者： F A Xによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）

視覚障害者： 受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機

肢体不自由者： フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他： メーリングリスト等による送信

字幕放送・解説放送（副音声など2以上の音声を使用している放送番組： 音声多重放送）・手話放送

S N S等のインターネットを通じた情報提供

わかりやすい日本語による情報提供

多言語による情報提供

## 7 自然災害の発生が想定される際の体制

自然災害の発生、またはそのおそれがある場合、迅速な情報収集や適切な応急活動が判断できる体制をとるものとする。

なお、避難指示等の対象範囲の決定については、気象庁や長崎県河川砂防情報システムの雨量情報・土砂災害危険度情報等を参考にすることとする。

### 7-1 防災体制の段階

段階等	体制	状況
<警戒体制> 防災気象情報を入手し、気象状況の進展を注視する段階	○ 状況により、危機管理課の職員による連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める	○ 各種気象注意報が発表された場合で危機管理課長が必要と認める場
<災害警戒本部（第1配備）体制> 高齢者等避難の発令を検討する段階	○ 各種気象警報が発表され、災害に対する情報収集等を行うとともに、防災気象情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制 ○ 要配慮者の避難場所受入体制の整備ができる要員を確保する体制	○ 災害配備基準表の第1配備に該当する事象が発生し、または、災害発生が予想される場合で総務部長が必要と認める場合
<災害警戒本部（第2配備）体制> 高齢者等避難を発令するとともに避難指示等の発令を検討する段階	○ 災害対策本部設置前の段階において、災害の情報等を集約し、対応を協議するとともに、専門機関との情報交換ができる体制 ○ 避難指示の発令を検討する段階	○ 災害配備基準表の第2配備に該当する事象が発生し、または、災害発生が予想される場合で副市長が必要と認める場合
<災害対策本部体制> 避難指示以上を発令する段階	○ 市内において災害が発生し、または発生するおそれが緊迫した場合で、定められた職員により応急対策を実施する体制	○ 災害配備基準表の第3・4・5配備に該当する事象が発生し、または、災害発生が予想される場合で市長が必要と認める場合

- 警戒体制の条件になっていなくても、翌日以降に警報級の事象が予想される場合は、気象台が発表している「早期注意情報」を活用して、翌日以降に想定される体制や連絡系統の確認を行っておくなど、事前の準備を早めに行う。
- 津波については、大津波警報・津波警報・津波注意報が発せられた場合、基本的には「避難指示」を発令し、直ちに防災体制をとる。

## 7-2 市長不在等の場合における避難指示等の発令に関する委任順位

---

避難指示等の発令に係る職務に関し、市長の不在等で、市長による実施が困難な場合は、次の順位で市長の職務を代理する。

第1順位 副市長    第2順位 教育長    第3順位 総務部長

## 7-3 関係部署等

---

- |                                |                                  |
|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 総務部   | <input type="checkbox"/> 議会事務局   |
| <input type="checkbox"/> 財務部   | <input type="checkbox"/> 監査事務局   |
| <input type="checkbox"/> 地域振興部 | <input type="checkbox"/> 農業委員会   |
| <input type="checkbox"/> 健康福祉部 | <input type="checkbox"/> 小浜消防署   |
| <input type="checkbox"/> 環境水道部 | <input type="checkbox"/> 島原消防署   |
| <input type="checkbox"/> 農林水産部 | <input type="checkbox"/> 雲仙警察署   |
| <input type="checkbox"/> 観光商工部 | <input type="checkbox"/> 雲仙市消防団  |
| <input type="checkbox"/> 建設部   | <input type="checkbox"/> その他関係機関 |
| <input type="checkbox"/> 教育委員会 |                                  |
| <input type="checkbox"/> 会計課   |                                  |

## 8 洪水

### 8-1. 避難指示等の対象とする洪水等

(1) 本マニュアルで避難指示等の対象となる洪水等は、河川の洪水による氾濫とする。

① 水位周知河川：山田川

水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を避難情報の発令対象区域として設定する。

② その他の河川

洪水等危険箇所は、雲仙市地域防災計画（資料編）のとおりとする。

(2) 内水氾濫による洪水等の避難指示等の発令については基準を設けず、降雨量や現地の状況、今後の気象予測等に基づき適宜判断するものとする。

### 8-2. 避難指示等の対象とする洪水等の危険性がある区域

避難指示等の対象とする洪水等の危険性がある区域は次のとおりである。

	区 分	対象とする区域	予防事態
国 見 町	多比良川(2級)	金山名字金山～字鬼塚馬場～海(2km)	溢水
	土黒川(2級)	小ヶ倉～海(6.5km)	決壊、溢水
	神代川(2級)	㊦寺田～海(4.3km)	決壊、溢水
		㊦樋渡～海(4.3km)	
	土黒西川	上篠原橋～土黒川(0.9km)	決壊、溢水
	みのつる川	㊦中尾～神代川(1.3km)	決壊、溢水
		㊦中牟田～神代川(1.3km)	
	倉地川	温泉神社～海(1.4km)	決壊、溢水
	後牟田川	神代庚～倉地川(0.3km)	決壊、溢水
	釜蓋川	西里(0.4km)	決壊、溢水
西田川	向町(0.4km)	決壊、溢水	
栗谷川	須崎～島鉄橋(0.8km)	溢水	
瑞 穂 町	西郷川(2級)	八龍橋上流～海(1.8km)	決壊、溢水
	船津川	古部下夏峰橋上流～国道橋(0.4km)	決壊、溢水
	松江川	伊福国道橋上流～海(0.5km)	決壊、溢水
	権現川	熊野神社～海(0.2km)	決壊、溢水

8 洪水

	区 分	対象とする区域	予防事態
吾妻町	山田川(水位周知河川)	参宮橋～本明川 (1.8 km)	決壊、溢水
	田内川	西光寺～海 (2.0 km)	決壊
	土井川	㊤田平名永深～本明川 (1.7 km) ㊤田平名番生田～本明川 (1.7 km)	決壊
	田川原川	御手橋～本明川 (0.3 km)	決壊
	長谷川	㊤岩下～山田川 (2.1 km) ㊤上林原～山田川 (2.1 km)	決壊、溢水
	黒仁田川	㊤伊良林迫～長谷川 (0.7 km) ㊤後雄川～長谷川 (0.7 km)	決壊、溢水
愛野町	有明川	山王～有明川樋門 (3km)	決壊
	今木場川	野井山尻～有明川 (1.9 km)	決壊
	千鳥川	桐木～国道から 350m下流 (1.6 km)	決壊、浸水
	桜山川	関 (0.5 km)	決壊、浸水
	境ノ尾川	境ノ尾前～境ノ尾下 (0.2 km)	決壊、浸水
	小無田川	八郎下～小無田下 (1.3 km)	決壊、浸水
千々石町	千々石(2級)	上清水～海 (7 km)	溢水、洗堀
	上峰川	藤川千々石川前～千々石川 (1.9 km)	溢水、洗堀
	清水川	上岳第5発電所～千々石川 (0.8 km)	溢水、洗堀
小浜町	境川	㊤山畑～海 (3 km) ㊤山畑～南串山甲 (1.7 km)	溢水、決壊
	金浜川	木場～金浜 (8.1 km)	溢水、決壊
	小野河内川	小野河内 (2.3 km)	溢水、決壊
南串山町	白頭川	山頭溜田 (0.2 km)	溢水、決壊
	境川(南串山町)	甲～海 (1.3 km)	溢水、決壊
	川内川	㊤友屋敷谷～海 (2.0 km) ㊤下用佐衛谷～海 (2.0 km)	溢水、決壊
	小津波見川	国道橋上流域 (0.7 km)	溢水、決壊
	山間部の川の流が速いところで、洪水により川岸が浸食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある河川	○ 河川沿いの家屋	
	河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物等	○ 建物の地下部分(地下で工事等の作業を行っている場合も含む。) ○ 道路のアンダーパス部分(立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要)	

### 8-3 避難指示等の発令を判断するための情報

洪水による被害は、水位周知河川においては県が示す山田川浸水想定図により、その他の河川については、河川ごとに決められた氾濫危険水位等や堤防等の施設の異常に係る情報によって、避難情報の発令を判断する。

#### (1) 水位情報

項目	説明
テレメータ水位	○ 国土交通省河川事務所等が観測した水位（10分毎）
危機管理型水位計水位	○ 国土交通省河川事務所等が観測した水位（主に10分毎）

#### ① 水位到達基準を有する河川

##### ア 水位周知河川

河川名	観測地点 (所在地)	第1基準 【消防団 待機水位】	【氾濫注意水 位】(警戒レベ ル2に相当)	第2基準 【避難判断水位】 (警戒レベル3に 相当)	第3基準 【氾濫危険水位】 (警戒レベル4に相 当)
山田川	吾妻町牛口名	1.0m	1.6m	2.2m	2.8m

資料：長崎県河川砂防情報システム(観測水位見解一覧表)令和3年8月現在

##### イ 2級河川（山田川を除く）

河川名	観測地点 (所在地)	第1基準 【消防団待機水位】	第2基準 【避難判断水位】 (警戒レベル3に相当)	第3基準 【氾濫危険水位】 (警戒レベル4に相当)
多比良川	国見町多比良	1.15m	1.58m	1.97m
土黒川	国見町土黒	1.54m	2.06m	2.57m
神代川	国見町神代	1.18m	1.58m	1.97m
西郷川	瑞穂町西郷	1.06m	1.42m	1.77m
千々石川	千々石町下塩浜	1.21m	1.61m	2.01m

##### ウ その他の河川

気象情報及び視認により判断する。

#### (2) 気象情報

項目	説明
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)	○ 氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき(水位情報がある場合)

## 8 洪水

氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	○ 避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位(警戒レベル4の水位)達すると見込まれたとき
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	○ 氾濫危険水位(レベル水位4)に到達したとき
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	○ 氾濫が発生したとき
浸水キキクルの危険度分布	○ 警戒レベル2相当情報(洪水):「注意(黄)」 ○ 警戒レベル3相当情報(洪水):「警戒(赤)」 ○ 警戒レベル4相当情報(洪水):「危険(紫)」 ○ 警戒レベル5相当情報(洪水):「災害切迫(黒)」
消防団等からの現地の情報	消防団等から、堤防等の施設の異常にかかる情報の報告があった場合には、その程度の確認や位置の特定等を速やかに実施する。
河川管理者等からの情報提供	専門的知見を有する河川管理者や気象台幹部職員から、河川や気象の状況、今後の見通しなどを、市長等に電話等で直接伝える取組(ホットライン)の充実が図られているため、この情報提供を避難情報発令の判断に活用する。

### 8-4 避難指示等の発令基準

#### (1) 避難情報等の発令

避難情報等の発令については、長崎県河川砂防情報システムの河川水位情報に掲載されている河川を対象として、以下の基準を参考に直近の気象情報や河川巡視等からの報告を含め総合的に判断する。

区分	発令基準(次のいずれかに該当した場合に発令する)	備考
3 (警戒レベル 高齢者等 避難)	① 各河川における水位観測所の水位が「別表：河川水位の基準」で「警戒レベル3、高齢者等避難」(避難判断水位)の基準に該当する場合 ② 軽微な漏水・侵食等が発見された場合	・「別表：避難すべき地域」を基本として、雲仙

<p>(警戒レベル4) 避難指示</p>	<p>○ 各河川における水位観測所の水位が「別表：河川水位の基準」で「警戒レベル4、避難指示」（氾濫危険水位）の基準に該当する場合</p>	<p>市防災マップやその時の雨量等の状況により、その都度総合的に判断して設定する。</p>
<p>(警戒レベル5) 緊急安全確保</p>	<p>○ 消防団等からの決壊、越水、溢水の報告を受けた場合 ○ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○ 氾濫危険水位を超過し、越水、溢水のおそれがある場合 ○ 異常な漏水、浸食の進行や亀裂、滑りの発生により決壊のおそれが高まった場合</p>	

## (2) 堤防等の施設

- ① 堤防等の施設の異常が確認された場合は、水位や雨量の状況に係らず、躊躇なく避難情報を発令する。
- ② ダムの洪水調整容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と同程のダム流下量(放流量)とする異常洪水時防災操作に移行する場合は、ダム管理者から伝達される放流情報等をもとに避難情報等を発令する。
- ③ 防災重点ため池については、ため池の管理者等から報告される情報(水位や施設の状況等)をもとに避難情報等を発令する。

## (3) 避難情報等の解除

河川の水位が十分に下がり、当該河川の流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として解除する。

別表 河川水位の基準

対象情報 河川名		高齢者等避難 (避難判断水位)	避難指示 (氾濫危険水位)	監視雨量 観測所	留意事項
水位周知河川	山田川	水位観測局の水位が2.20m(第2基準):避難判断水位)に達し、さらに水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が2.80m(第3基準:氾濫危険水位)を超え危険個所で氾濫の危険がある場合	主:仁田 従:山田川	危険個所での監視が必要
2級河川(山田川を除く)	多比良川	水位観測局の水位が1.58m(第2基準):避難判断水位)に達し、さらに水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が1.97m(第3基準:氾濫危険水位)を超え危険個所で氾濫の危険がある場合	百花台	・掘り込み稼働であり、氾濫するかが目安

8 洪水

2 級河川（山田川を除く）	土黒川	水位観測局の水位が2.06m(第2基準):避難判断水位)に達し、さらに水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が2.57m(第3基準:氾濫危険水位)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	百花台 田代原	・危険箇所(島鉄橋梁)箇所は、潮位の影響について注意 ・浜田橋での監視必要
	神代川	水位観測局の水位が1.58m(第2基準):避難判断水位)に達し、さらに水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が1.97m(第3基準:氾濫危険水位)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	百花台 田代原	・大門経付近での監視が必要 ・準用河川釜淵川も監視必要
	西郷川	水位観測局の水位が1.42m(第2基準):避難判断水位)に達し、さらに水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が1.77m(第3基準:氾濫危険水位)+1.0mに達し、さらに水位の上昇が予想される場合	主:仁田 百花台 田代原  従:西郷川	・掘り込み稼働であり、比較的余裕のある河川である。
	千々石川	水位観測局の水位が1.61m(第2基準):避難判断水位)に達し、さらに水位の上昇が予想される場合	水位観測局の水位が2.01m(第3基準:氾濫危険水位)に達し、更に水位の上昇が予想される場合	白新田 仁田峠	・有提区間なので、越水しなくても堤防の破堤兆候(裏護岸からの湧水等)に注意

(注)

- 各河川の水位の基準は、長崎県河川砂防情報システム (<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>) の河川水位情報で公開されている数値である。
- 上記以外の河川については、上記河川の基準を参考に判断する。

別表：避難すべき地域

対象河川		避難すべき地域(自治会名)	対象指定避難所		
国見町	多比良川	港町、轟木、馬場第一、馬場第二、高下第三	多比良国見高等学校体育館 多比良小学校体育館 多比良地区馬場集落センター		
	土黒川	船津西、北下原東、南下原、馬場第二、篠原、宮田	県立国見高等学校体育館 国見総合福祉センター 土黒小学校体育館 国見町農村環境改善センター 国見町文化会館(まほろば)		
		篠原	八斗木小学校体育館		
	神代川	向町、小路、川西、川東、東里、西里、下古賀	神代小学校体育館 神代地区多目的研修集会施設		
		下古賀、小路	神代小学校体育館 神代地区多目的研修集会施設 国見武道館		
	倉地川	東里、今出	国見中学校体育館 国見体育館		
釜蓋川	西里	神代小学校体育館 国見武道館			
栗谷川	港町	県立国見高等学校体育館			
瑞穂町	西郷川	古江、伊古、大川	瑞穂中学校体育館 瑞穂体育館 瑞穂町公民館 瑞穂農業者健康管理施設		
			船津川	夏峰	大正小学校体育館
			松江川	高田、大川	大正小学校体育館
			権現川	岡	大正小学校体育館
吾	山田川	牛口三、牛口四、牛口東、山田馬場、栗	吾妻ふるさと会館		

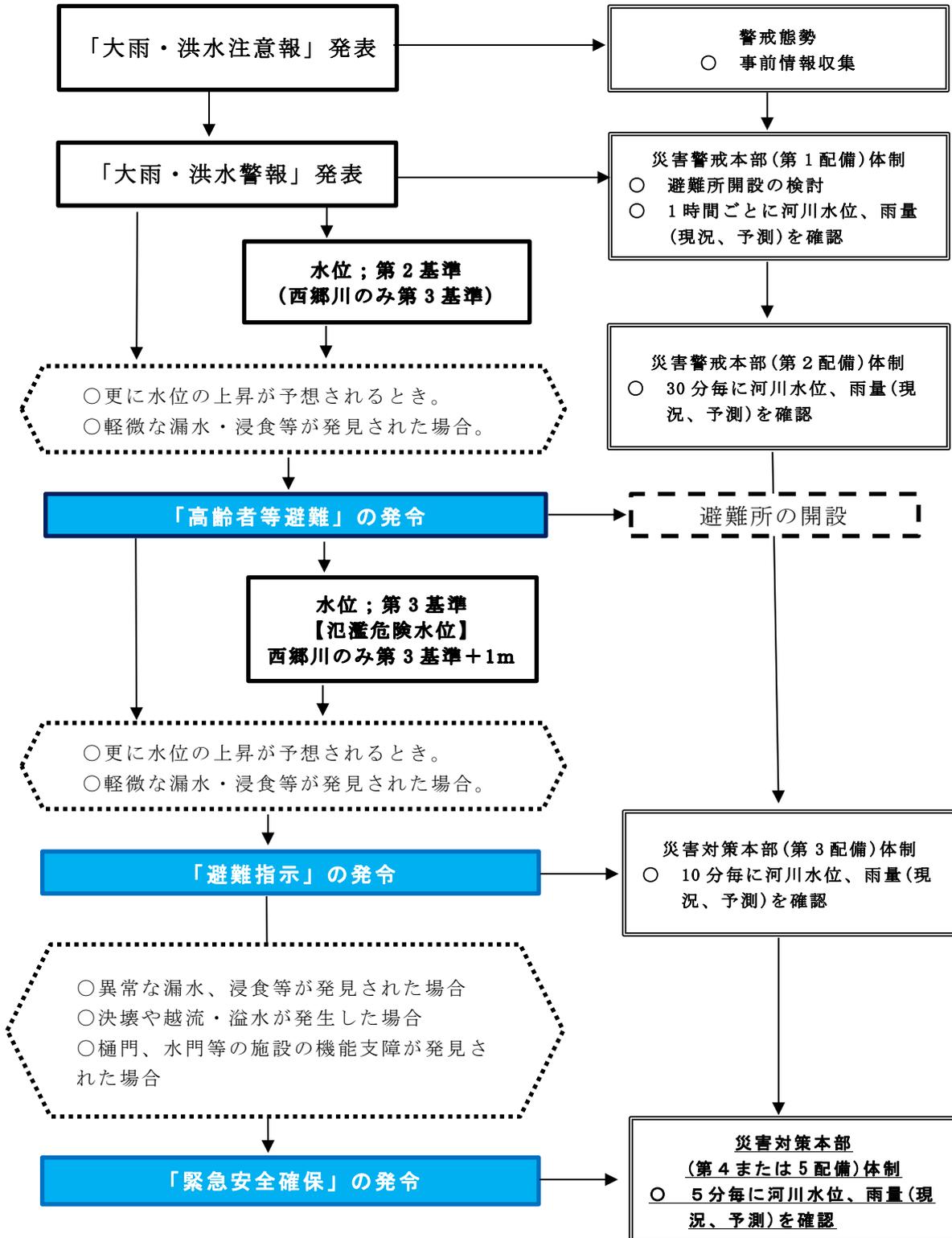
妻町		林	吾妻保健センター 吾妻就業改善センター
	田内川	田内、三室二、西光寺	鶴田小学校体育館
	土井川	守山馬場	鶴田小学校体育館 吾妻中学校体育館
	田川原川	牛口東、新城、田川原	吾妻就業改善センター 吾妻体育館
	長谷川	黒仁田	川床小学校体育館
	黒仁田川	黒仁田	川床小学校体育館
愛野町	有明川	山沢、幸町、新町、サンコーポラス、有明	愛野小学校体育館 愛野中学校体育館 愛野保健福祉センター
	今木場川	有明、境ノ尾	愛野小学校体育館
	千鳥川	川端、新崎、船津	愛野小学校体育館 愛野武道場
	桜山川	中島、田端	愛野中学校体育館
	境ノ尾川	有明	愛野小学校体育館
	小無田川	新町	愛野保健福祉センター
千々石町	千々石川	南元江、北元江、中町、上町、上塩浜、中島、大迫、八ガ島、下山頭、上山頭、上野田、神ノ下、森馬、高野	千々石老人福祉センター 千々石中学校体育館 千々石第一小学校体育館 木場ふれあいセンター 下峰多目的集会所
	上峰川	峰、神ノ下、岡東	千々石中学校体育館 千々石町公民館
	清水川	上岳	千々石第二小学校体育館 木場ふれあいセンター
小浜町	境川	下光手	飛子公民館
	金浜川	浜口、浜、下木場	金浜公民館
南串山町	白頭川	白頭	ハマユリックス 南串山保健福祉センター
	境川	鬼池	南串第一小学校体育館
	川内川	椎木川、板引、妙見	ハマユリックス 南串中学校体育館
	小津波見川	小竹木	南串第二小学校

(注) 対象河川に対する避難すべき地域を示したが、他の地域についても気象状況をはじめ、河川水位の状況や施設等の状況を的確に把握した上で、避難指示等の発令を適切に行うこととする。

(注) 開設する避難所は、降雨等の状況や避難人数により検討し、追加する場合がある。

8-5 避難指示等の判断フロー

○ 河川の氾濫等



## 9 台風等

### 9-1. 避難指示等の対象とする災害

- (1) 本マニュアルで避難指示等の対象となる台風による災害は、進路予報が長崎県直撃もしくは、雲仙市の西側を通過することが予想される「大型で強い台風」の場合とする。
- (2) 台風その他、降雨量や現地の状況、今後の気象予測等に基づき適宜判断するものとする。

### 9-2 避難指示等を判断する情報

項目	説明
台風情報	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。
強風注意報	強風により、災害が起こる可能性がある場合に発表される。
波浪注意報	高波により、災害が起こる可能性がある場合に発表される。
暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。
波浪警報	高波による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。
暴風特別警報	暴風により重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される
波浪特別警報	高波により重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される
府県気象情報	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別に適時発表される。
早期注意情報	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が [高] [中] 2段階の確度で提供される。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	大雨による浸水害発生危険度をあらわす面的分布情報。1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに、短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。
消防団等からの現地の情報	消防団等から、堤防等の施設の異常に係る情報の報告があった場合には、その程度の確認や位置の特定を速やかに実施する。
河川管理者等からの情報提供	専門的知見を有する河川管理者や気象台幹部職員から、河川や気象の状況、今後の見通しなどを、市長等に電話等で直接伝える取組（ホットライン）の充実が図られているため、この情報提供を避難指示等発令の判断に活用する。

## 9 台風等

### ○ 台風の大きさと強さの区分

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように風速（10 分間平均）をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は強風域（風速 15m/s 以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）の半径で、「強さ」は最大風速で区分しています。

さらに、風速 25m/s 以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲を暴風域と呼びます。

### ○ 強さの階級分け

階 級	最大風速
強い	33m/s（64ノット）以上～44m/s（85ノット）未満
非常に強い	44m/s（85ノット）以上～54m/s（105ノット）未満
猛烈な	54m/s（105ノット）以上

### ○ 大きさの階級分け

階 級	風速 15 m 以上の半径
大型（大きい）	500 km 以上～800 km 未満
超大型（非常に大きい）	800 km 以上

## 9-3 避難指示等の発令基準

### (1) 避難指示等の発令

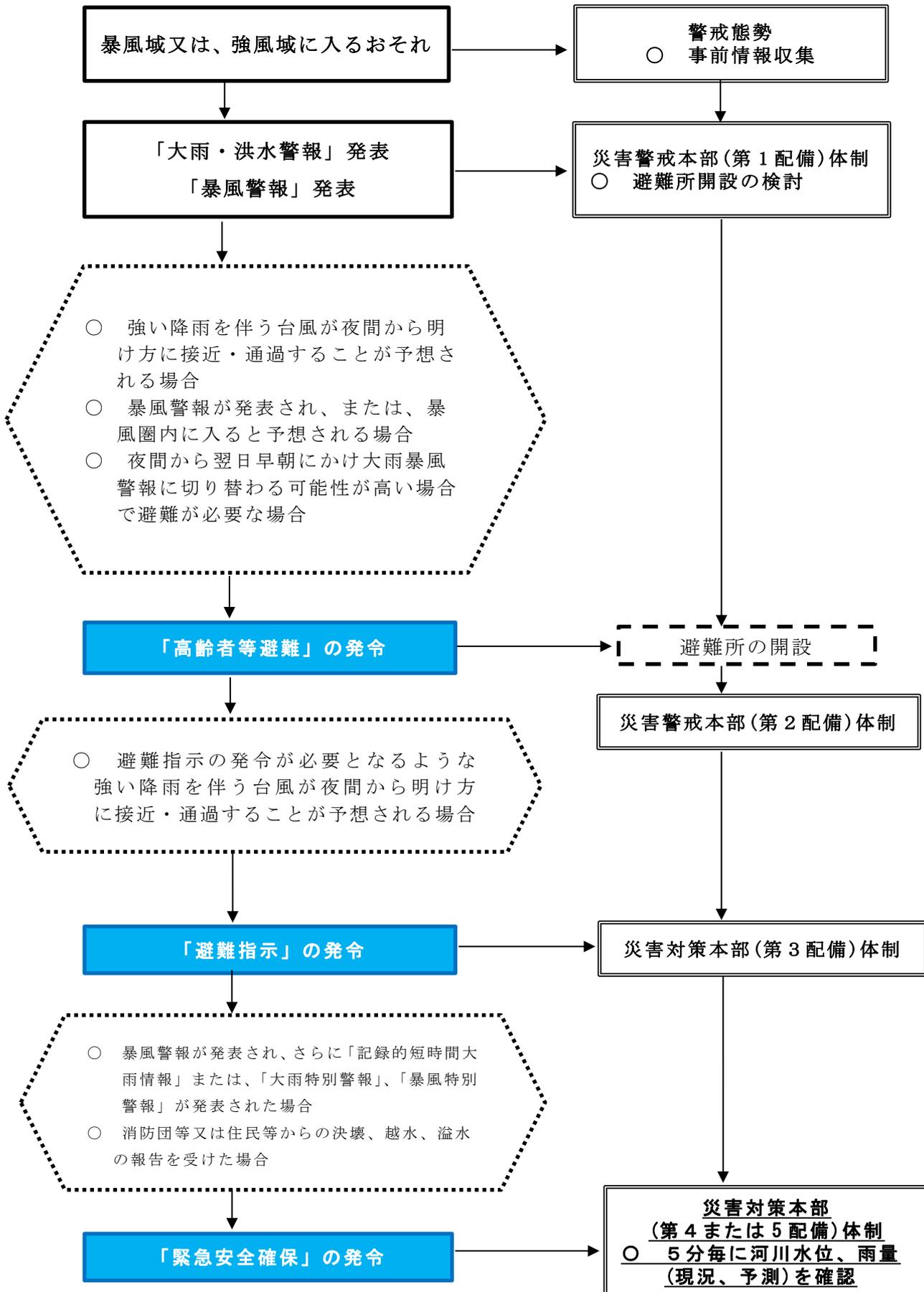
避難指示等の発令については、長崎地方気象台の気象情報を対象として、以下の基準を参考に総合的に判断する。

区分	発令基準（次のいずれかに該当した場合に発令する。）	備考
（警戒レベル3） 高齢者等避難	① 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ② 暴風警報が発表され、または、暴風圏内に入ると予想される場合 ③ 夜間から翌日早朝にかけ大雨暴風警報に切り替わる可能性が高い場合で避難が必要な場合	雲仙市防災マップやその時の雨量等の状況により、その都度総合的に判断して

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(警戒レベル4) 避難指示</p>	<p>① 暴風警報が発表され、または、暴風圏内に入ると予想される場合</p>	<p>設定する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(警戒レベル5) 緊急安全確保</p>	<p>① 暴風警報が発表され、さらに「記録的短時間大雨情報」または、「大雨特別警報」、「暴風特別警報」が発表された場合 ② 消防団等又は住民等からの決壊、越水、溢水の報告を受けた場合</p>	

9-4 避難指示等の判断フロー

○台風等による災害



# 10 土砂災害

## 10-1 避難指示等の対象とする土砂災害

- (1) 本マニュアルで避難指示等の対象となる土砂災害は、以下のとおりとする。
- (2) 土砂災害のうち、地すべりについては、危険性が確認された場合、国や県が個別箇所ごとの移動量の監視や観測等調査を行い、その結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえた上で、市として避難指示等を発令するものとする。

種類	事象等
急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象

## 10-2 避難指示等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

避難指示等の対象とする土砂災害の危険性がある区域は次のとおりである。  
なお、土砂災害危険箇所の指定箇所は地域防災計画（資料編）のとおりである。

### (1) 土砂災害警戒区域等

区分	説明
土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)	○ 土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)	○ 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

### (2) 土砂災害危険箇所

区分	説明
急傾斜地崩壊危険箇所	○ 傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地
土石流危険溪流	○ 溪流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される区域

地すべり危険箇所	○ 空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域

(3) その他の場所

上記(1)、(2)の隣接区域やその他避難の必要がある場所。また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する。

### 10-3 避難指示等を判断する情報

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報と、土砂災害の危険度分布が判断の材料となる。

(1) 土砂災害に関する情報

項目	説明
大雨警報 (土砂災害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高齢者等の避難等が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○ 土壌雨量指数基準：156 ○ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令基準
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった時に、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、長崎県と長崎地方気象台が共同で発表される。 ○ 警戒レベル4 避難指示の発令基準
大雨特別警報 (土砂災害)	数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。 ○ 警戒レベル5 緊急安全確保の発令基準
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、そこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：直ちに身の安全を確保することが求められる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等の再確認など必要とされる警戒レベル2になる。
土砂災害 危険度情報	長崎県河川砂防情報システムにより提供されるメッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等の再確認など必要とされる警戒レベル2になる。

消防団等からの現地の情報	消防団等から、堤防等の施設の異常にかかる情報の報告があった場合には、その程度の確認や位置の特定等を速やかに実施する。
--------------	--

## (2) 土砂災害の前兆現象

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	○溪流付近の斜面が崩れだす。 ○落石が生じる。	○がけに割れ目が見える。 ○がけから小石がパラパラと落ちる。 ○斜面がはらみだす。	○地面にひび割れができる。 ○地面の一部が落ち込んだり盛り上がったたりする。
	水	○川の水が異常に濁る。 ○雨が降り続いてるのに川の水位が下がる。 ○土砂の流出	○表面流が生じる。 ○がけから水が噴き出す。 ○湧水が濁りだす。	○沢や井戸の水が濁る。 ○斜面から水が噴き出す。 ○池や沼の水かさが急減する。
	樹木	○濁水に流木が混じりだす。	○樹木が傾く。	○樹木が傾く。
	その他	○溪流内の火花		○家や擁壁に亀裂が入る。 ○擁壁や電柱が傾く。
聴覚	○地鳴りがする。 ○山鳴りがする。 ○転石のぶつかり合う音	○樹木の根が切れる音がする。 ○樹木の揺れる音がする。 ○地鳴りがする。	○樹木の根が切れる音がする。	
嗅覚	○腐った土の臭いがする。			

(注) 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。  
また、前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、直ちに避難行動をとる。

## 10-4 避難指示等の発令基準

## (1) 避難指示等の発令

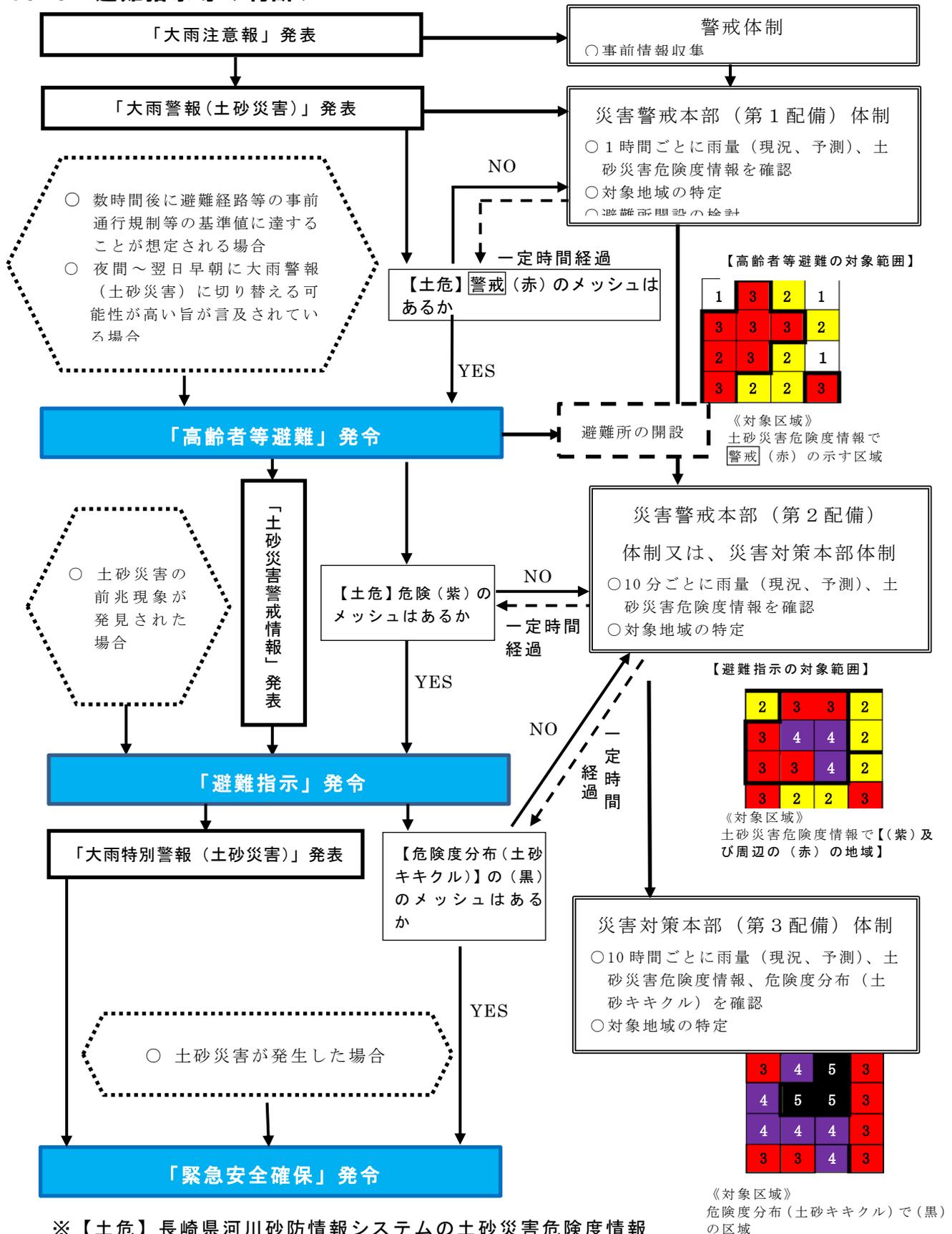
高齢者等避難、避難指示の発令については、以下の基準を参考に、直近の気象情報や巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	対象者
(警戒レベル3) 高齢者等避難	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、長崎県河川砂防情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となった場合 ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨が言及されている場合	土砂災害警戒区域及び危険個所内の住民
(警戒レベル4) 避難指示	① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表された場合 ② 土砂災害危険度情報で「危険（紫）：【警戒レベル4相当】」となった場合 ③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。	
(警戒レベル5) 緊急安全確保	① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報 [土砂災害]）が発表された場合 ② 土砂災害の発生が確認された場合	

## (2) 避難指示等の解除

- 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報を基に、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。この際、必要に応じて国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

10-5 避難指示等の判断フロー



# 11 高潮災害

## 11-1 避難指示等の対象とする高潮災害

本マニュアルで避難指示等の対象となる高潮災害は、以下のとおりとする。

- ① 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合
- ② 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合

## 11-2 避難指示等の対象とする高潮災害の危険性がある区域

○ 避難指示等の対象とする高潮災害の危険性がある区域は次のとおりである。

区分	対象とする区域
高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が隣接家屋等を直撃することが想定される範囲	○ 海岸堤防等から陸側の一定の区域（海岸堤防等に隣接する家屋）等
潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される範囲	○ 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋 ○ 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋 ○ 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする。）
その他浸水想定区域内の地下、半地下の空間や建物等	○ 建物の地下部分（地下で工事等の作業を行っている場合も含む。）地下鉄、地下街、建物の地下部分 ○ 道路のアンダーパス部分（立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

## 11-3 避難指示等を判断する情報

高潮に関する防災気象情報等は以下のとおりである。なお、高潮は台風等に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時を想定する。

項目	説明、発表基準等
台風情報	台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載
府県気象情報	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台から適時発表される。
高潮注意報	高潮に対する注意を呼びかける。 また、潮位が警報基準に達する可能性が高いと予想される場合には、警報基準に達する6～24時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表される。 ○潮位：有明海側 3.0m・橘湾 1.9m
高潮警報	高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、暴風が吹き始める3～6時間前、または潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される。 ○潮位：有明海側 3.5m・橘湾 2.4m
高潮特別警報	重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに、暴風が吹き始める3～6時間前、または予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される。
暴風警報及び暴風特別警報	暴風が予想される3～6時間前に、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。 なお、暴風となる可能性が高いと予想される場合には、暴風となる6～24時間前に暴風警報に切り替える可能性が高い旨に言及する強風注意報が、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。

(注) 高潮特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。そのような台風の襲来が予想されるときには、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知される。特別警報発表の判断は台風上陸12時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、全て特別警報として発表される。その時点で高潮警報が発表されていない市町村についても、台風が近づくに従い潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前のタイミングで、高潮特別警報が発表される。

## 11-4 避難指示等の発令基準

## (1) 避難指示等の発令

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令については、以下の基準を参考に、海岸の状況や直近の気象情報、巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

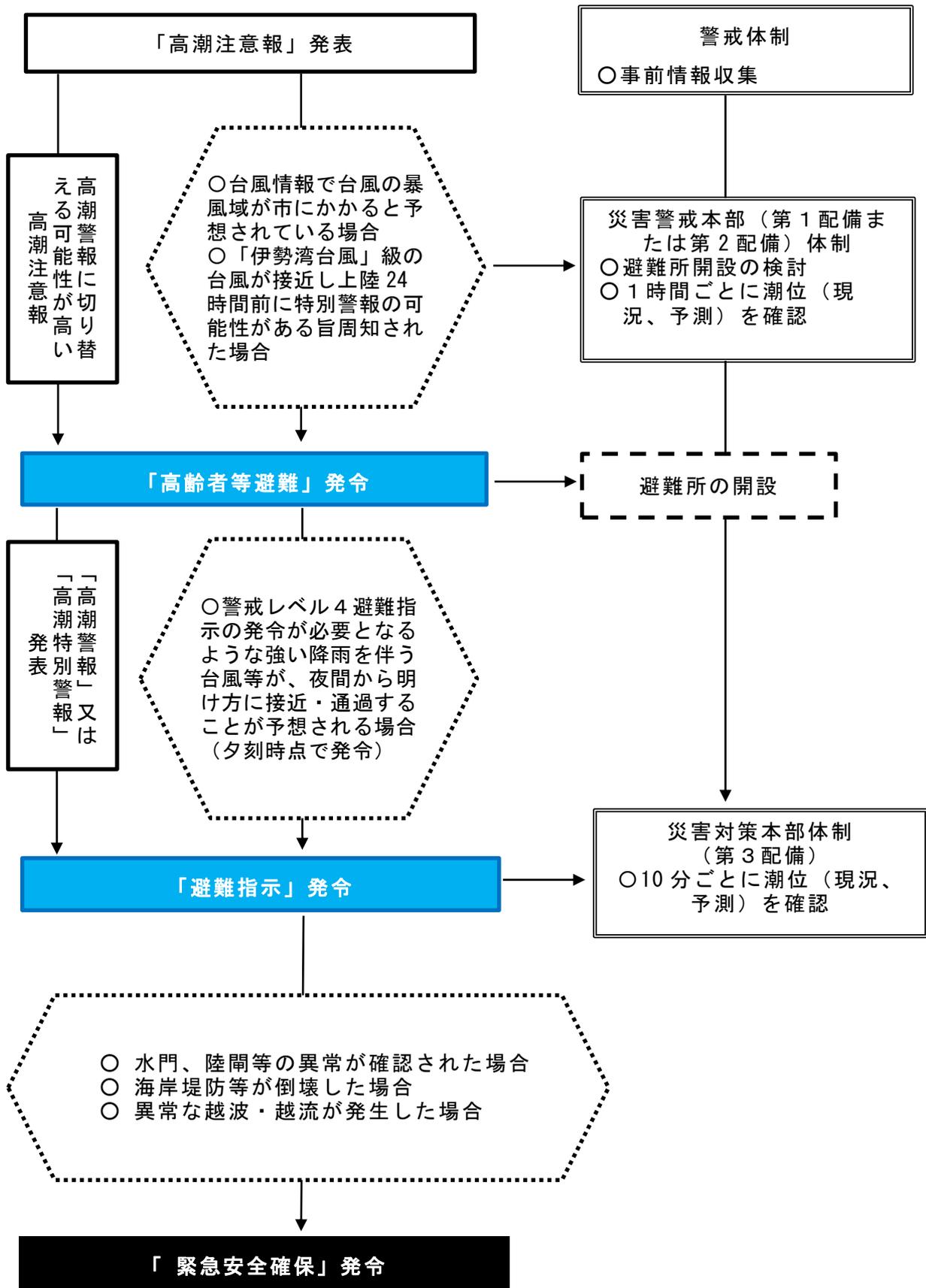
区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	対象区域
(警戒レベル3) 高齢者等避難	① 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨が言及された場合 ② 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ③ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨が府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	・ 海岸線に接する地域、特に平成24年9月17日台風16号時に高潮被害があった地域。
(警戒レベル4) 避難指示	① 高潮警報(警戒レベル4相当)又は高潮特別警報(警戒レベル4相当)が発表された場合 ② 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	
(警戒レベル5) 緊急安全確保	① 水門、陸閘等の異常が確認された場合 ② 海岸堤防等が倒壊した場合 ③ 異常な越波・越流が発生した場合	

## (2) 避難指示等の解除

避難指示等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として解除する。

浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

11-5 避難指示等の判断フロー



## 12 津波災害

### 12-1 避難指示の対象とする津波災害

本マニュアルで避難指示の対象とする津波災害は、以下のとおりとする。

- ① 大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合
- ② 津波警報等を適時に受けることができない状況において、沿岸地域において強い揺れ（震度4程度以上）又は1分程度以上ゆっくりとした揺れを感じた場合

### 12-2 避難指示の対象とする津波災害の危険性がある区域

津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示等の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。

区分	対象とする区域
大津波警報	最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域に基づき県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域
津波警報	津波の高さが高いところで3mと予想されるが、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることや潮位の変化も考慮し、大津波警報の発表時と同様の区域を設定する。
津波注意報	津波の高さが高いところで1mと予想される。 基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。なお、海岸堤防がない地域での地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする

### 12-3 避難指示を判断する情報

避難指示を判断する津波に関する情報は以下のとおりである。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

	予想される 津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	巨大地震の場合 の発表
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5 m	
津波警報	1m～3m	3 m	高い
津波注意報	20 cm～1m	1 m	(表記しない)

- (注)
- ・大津波警報は特別警報に位置づけられる。
  - ・地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

#### ■ Jアラートの放送文

情報の種類	放送内容
大津波警報	(大)津波警報が発表されました。海岸付近の方は、高台に避難してください。
津波警報	

## 12-4. 避難指示の発令基準

### (1) 避難指示の発令

- ① 避難指示の発令の判断基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示等を発令する。
- ② 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

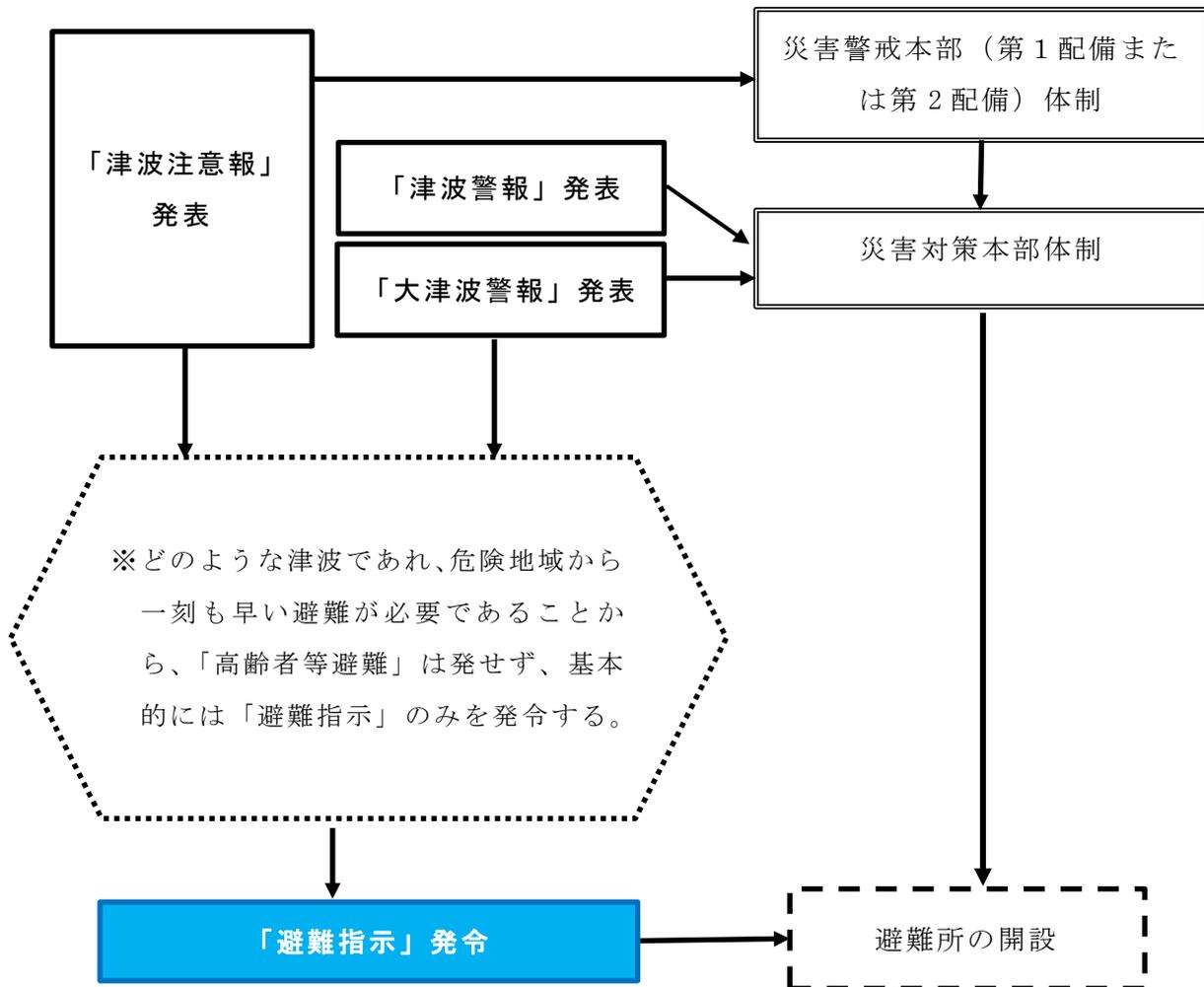
区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に 発令する。)	対象区域
避難指示	① 大津波警報が発表された場合 ② 津波警報が発表された場合 ③ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	・津波災害警戒区域
	④ 津波注意報が発表された場合	・海岸堤防等より海側の区域
	⑤ 遠地地震	・津波災害警戒区域

(注) 津波の高さは、地形等の影響により予想される高さより局所的に高くなる場合も想定されることから、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを考慮する。

### (2) 避難指示の解除

- ① 避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除する。
- ② 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

## 12-5 避難指示等の判断フロー



## ※遠地地震の場合

わが国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。

## 13 火山災害

### 13-1 避難指示等の対象とする火山災害

本マニュアルで避難指示等の対象とする火山災害は、以下のとおりとする。

- 雲仙岳において、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、小さな噴石、火砕流、火砕サージ等）発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合で、生命に対する危険性が高い以下の現象を、防災対策上重要度の高いものとして位置付ける。

#### ① 大きな噴石

爆発的な噴火により、概ね 50cm 以上の大きな噴石は風の影響をほとんど受けずに火口から四方に飛散し、数十秒から数分の短時間で落下する。建物の屋根を打ち破る威力を持ち、被害は火口周辺の概ね 2~4 km 以内に限られるが過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報を活用した事前の入山規制や避難が必要である。

#### ② 小さな噴石

噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2 mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2 mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流され降下する。

小さな噴石は、火口から 10 km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分~十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気づいたら屋内等に退避することにより小さな噴石から身を守ることができる。

#### ③ 溶岩流（溶岩ドーム）

マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表に流れ下る。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋設させて完全に不毛の地と化す。

地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流加速度は、比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。

#### ④ 火砕流

岩片や火山灰や及び空気が混ざった熱い流れで、高速で流れ下り、場合によってはその速度が 100 km/h を超えることもある。このため発生を確認してから、避難を開始しても間に合わない可能性が高い。

数 100℃ 高温な場合もあるため、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災のおそれもある。

#### ⑤ 火砕サージ

火砕サージは火砕流の一種であるが、岩片や火山灰の濃度が薄いものであり、高速で流れ下るという点では変わらない。マグマ水蒸気噴火や水蒸気噴火で発生する比較的低温の火砕流を本計画では「火砕サージ」と呼ぶ。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流と比べて温度が低い、部分的には 100℃ を超えることもある。

## ⑥ 火口噴出型火山泥流

噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すものを火口噴出型火山泥流（熱泥流）という。

## ⑦ 降灰後の土石流

火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数mm程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。

## ⑧ 火山ガス

火山地域でマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。

## ⑨ その他の現象

空振：爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中に伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

火山性地震：マグマの移動等に伴い発生しうる地震を火山性地震という。

### 13-2 避難指示等の対象とする火山災害の危険性がある区域

噴火警戒レベルに応じた避難対象地域と対象者は、次のとおりとする。

噴火警戒レベル	避難対象地域	対象者
警戒レベル2	想定火口域からおおむね 500m 以内	登山者
警戒レベル3	想定火口域の縁から 1 km 以内	避難対象地域内にいる登山者
警戒レベル4・5	地域内において「火災サージ」の影響範囲(国見町百花台地区、国見町魚洗川地区)	居住者

【参考：雲仙岳の噴火警戒レベルに応じた防災対応】



## 13-3 避難指示等を判断する情報

○ 避難指示等を判断する火山災害に関する情報は以下のとおりである。

項 目	説 明
噴火警報（居住地域）・ 噴火警報（火口周辺）・ 噴火警報（周辺海域）	<p>福岡管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、小さな噴石、火砕流、火災サージ等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生や危険が及ぶ範囲で、その拡大が予想される場合に、火山名「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。</p> <p>「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。</p> <p>噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</p>
噴火予報	<p>福岡管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合あるいは、火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p>
噴火警戒レベル	<p>福岡管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。</p>
噴火速報	<p>福岡管区気象台が登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。</p> <p>噴火速報は、以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</li> <li>・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(*)</li> <li>・ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</li> </ul> <p>* 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p>
降灰予報(定時)	<p>噴火の可能性が高い火山に対し、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表する。</p>

13 火山災害

項 目	説 明
降灰予報(速報)	噴火発生直後に、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を噴火発生後5～10分程度で速やかに発表する。
降灰予報(詳細)	噴火が発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表する。
火山ガス予報	福岡管区気象台が居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域が発表される。
火山現象に関する情報等	火山性地震や微動、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。

## 13-4 避難指示等の発令基準

### (1) 避難指示等の発令

高齢者等避難、避難指示の発令については、雲仙岳に設定されている噴火警戒レベル（別表）を参考に、火山の状況や巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	対象区域
高齢者等避難	① 噴火警戒レベル4が発表された場合 ② 居住地域に被害を及ぼす噴火が予想される場合	・ 噴火の内容によって、状況が変わるため、事前に避難すべき地域は設定しない。
避難指示	① 噴火警戒レベル4または5が発表された場合 ② 「高齢者等避難」発表後、更に状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められた場合	

### (2) 避難指示等の解除

雲仙岳火山防災協議会の協議結果を踏まえ、火山の状況や巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

【雲仙岳の噴火警戒レベル（平成31年3月14日運用開始）】

予報警報	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民、登山者・入山者等への対応	自治体等の対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	(避難) レベル5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生している状態にある。	(住民等) 危険な居住地域に避難指示等を発令	危険な居住地域に避難指示等を発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【1792年噴火の事例】 溶岩流(新焼溶岩)が火口から約2.7kmまで流下 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月26日：火砕流が火口から約2.5kmまで流下</li> <li>噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達 【1991年～1996年噴火の事例】 1991年6月3日：火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日：火砕流が火口から約5.6kmまで流下</li> </ul>
		(高齢者等避難) レベル4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される(可能性が高い)。	(住民等) 警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	警戒が必要な居住地域に高齢者等避難を発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【1990～1996年噴火の事例】 1991年5月24日：火砕流の発生</li> </ul>
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	(入山規制) レベル3	居住地域の近くで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ。)噴火が発生又は発生する。	(住民等) 住民は通常的生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 (登山者等) 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定火口縁からおおむね1km以内大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月12日頃：山体浅部を震源とする火山性地震の多発 1991年5月12日頃：火山性微動の急増 1991年5月13日頃：山体浅部の膨張を示す明瞭な地殻変動</li> <li>噴火が発生し、想定火口縁からおおむね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下 【1663年噴火の事例】 溶岩流(古焼溶岩)が火口から約1kmまで流下</li> </ul>
	火口周辺	(火口周辺規制) レベル2	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ。)噴火が発生又は発生する。	(住民等) 住民は通常的生活。 (登山者等) 火口周辺への立ち入らない。	火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定火口縁からおおむね500m以内大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 【1990年～1996年噴火の事例】 1990年10月23日、10月31日頃：火山性地震の増加 1990年10月：火山性微動の増大</li> <li>噴火が発生し、想定火口縁からおおむね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下 【1990年～1996年噴火の事例】 1990年11月17日：噴火の発生</li> </ul>

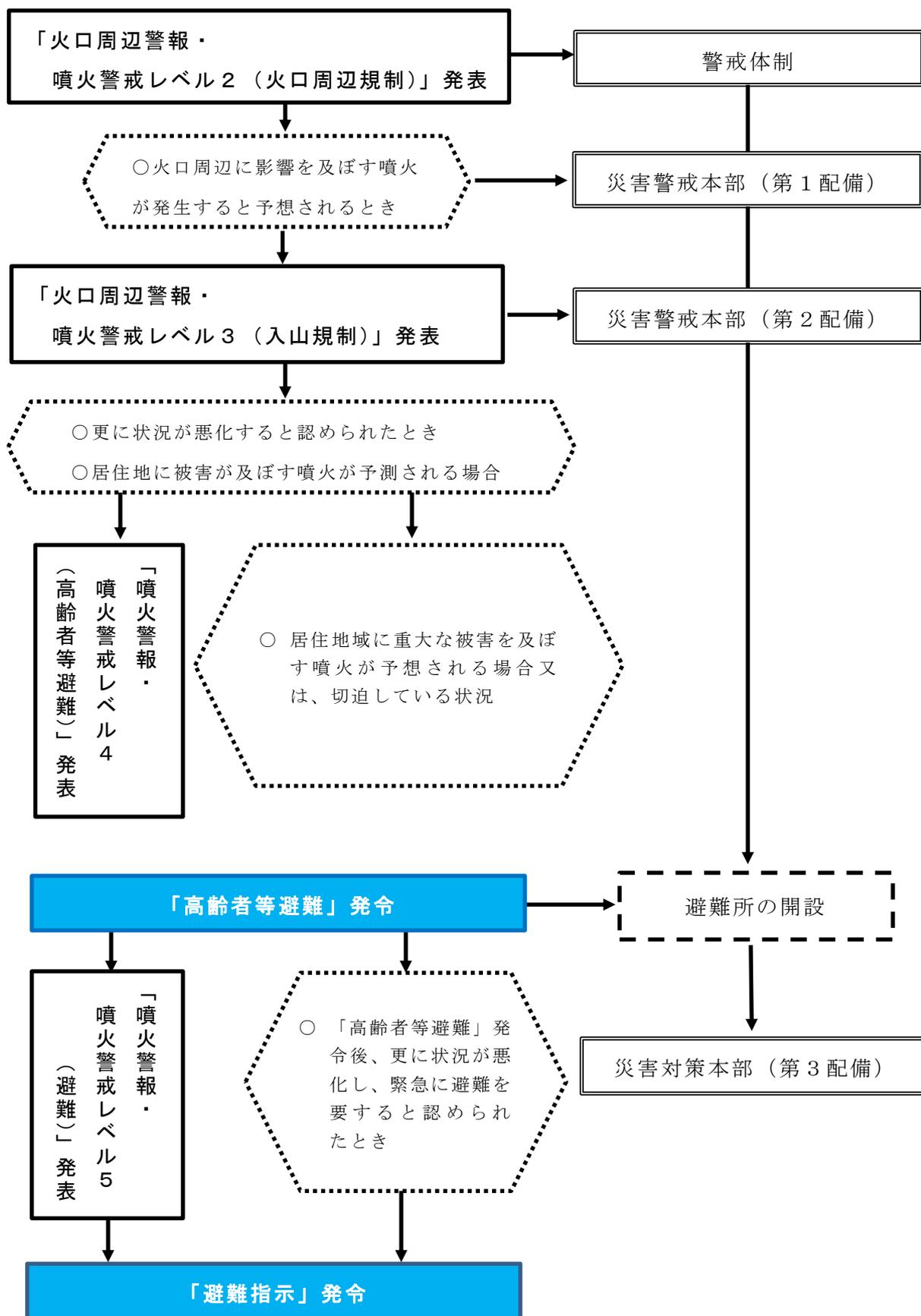
噴火予報	火口内等	レベル1（活火山で あることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	（住民等） 通常的生活  （登山者等） 状況に応じて火口内への立入規制等（現在、平成新山周辺の一部で規制中。）。	状況に応じて加工内への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏。状況により想定火口内に影響する程度の噴出の可能性あり</li> </ul>
------	------	-----------------------	---	--	------------------	--

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでいう火砕流は、溶岩ドームの崩落に伴って発生する様式を想定している。

注3) 「雲仙岳噴火警戒レベルに係る防災対応についての申し合わせ」の詳細については、資料編を参照。

13-5 避難指示等の判断フロー



# 14 避難指示等の伝達

## 14-1 避難指示等の伝達手段と方法

- (1) 市は、台風等による大雨等の事前に予測が可能な場合において、災害発生の危険性が高まった場合に、危険が去るまでの間、防災気象情報、避難所等の開設状況、市内の被害状況などの情報を提供し、早い段階の円滑な避難を援助する。
- (2) 避難指示等を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、防災行政無線による放送伝達をはじめ、携帯電話の緊急速報メール、サイレン、半鐘、広報車等あらゆる手段を用いて周知徹底を図る。
- (3) 避難指示等の伝達に係る担当部署及び伝達手段・伝達先は次のとおりとし、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行う。

担当部署	伝達手段	伝達先
危機管理課 市民安全課 政策企画課	○防災行政無線	市民等
	○市公式SNS (LINE、ツイッター)	
	○登録制メール	
	○ヤフー防災アプリ	
	○市ホームページ	
	○防災緊急速報メール (エリアメール)	市内に滞在する携帯電話保持者
	○ケーブルテレビ	視聴者
	○電話又はFAX	避難施設(指定緊急避難場所・指定避難所)管理者
○Lアラート (災害情報共有システム) 経由でマスメディアへ情報提供	テレビ放送	視聴者
	ラジオ放送	聴取者
	インターネット事業者等	利用者
危機管理課	○電話又はFAX	「別表：関係機関の伝達先」による
	○長崎県防災行政無線通信システム	
地域づくり推進課	○電話又はFAX、広報車、口頭	自治会、所管地域市民等
福祉課 子ども支援課 市民安全課	○電話又はFAX	雲仙市社会福祉協議会 避難行動要支援者・避難支援等関係者 民生委員・児童委員 社会福祉施設、児童福祉施設
	○口頭並びに消防団、自主防災組織、地域住民等の協力による声掛け ※避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づき対応	
健康づくり課	○電話又はFAX	医療施設、医師会等
教育委員会	○電話又はFAX	幼稚園、学校等文教施設等
消防署、消防団	○消防車両での広報	市民等(巡回)

1.4 避難指示等の伝達

別表：関係機関の伝達先

関係機関名	T E L	F A X
雲仙砂防管理センター	0957-64-4184 0957-64-4323	0957-63-0914
長崎河川国道事務所	095-839-9211	095-839-9383
〃 小浜維持出張所	0957-74-3105	0957-74-3106
長崎県防災企画課	095-895-2143 095-894-3731	095-823-1629
長崎県土木部砂防課	095-820-4788 095-894-3076	095-824-7175
長崎県島原振興局総務課	0957-63-0111 0957-63-5036	0957-63-7933
雲仙警察署 警備課	0957-75-0110	0957-75-0110
小浜消防署	0957-74-3231	0957-74-3233
小浜消防署 愛野分署	0957-36-0180	0957-27-5029
小浜消防署 雲仙分駐所	0957-73-2283	0957-76-6049
島原消防署 北分署	0957-78-2870	0957-78-2906
雲仙市消防団	0957-38-3111	0957-38-3109
長崎地方気象台	095-811-4861	095-822-4285

## 14-2 避難指示等の伝達内容

## (1) 洪水等

区分	文例
(警戒レベル3) 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒レベル3 高齢者等避難（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ ○○地区の○○川が氾濫するおそれがあるため、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■ お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。</li> <li>■ 川沿いにお住まいの方については、早めの避難を開始してください。</li> <li>■ それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</li> </ul>
(警戒レベル4) 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒レベル4 避難指示（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ ○地区の○○川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■ 速やかに避難を開始してください。</li> <li>■ 防災マップ等で自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■ 避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高いところに移動するなど、身の安全を確保してください。</li> </ul>
(警戒レベル5) 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒レベル5、緊急安全確保（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ ○○地区の○○川が増水し、すでに堤防を越え氾濫が発生していますので警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。</li> <li>■ 避難場所への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高いところに移動するなど、命の危険が迫っていますので、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul>

(2) 土砂災害

区分	文例
(警戒レベル3) 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒レベル3、高齢者等避難（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ ○○地区に土砂災害が発生するおそれがあるため、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■ お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。</li> <li>■ それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</li> </ul>
(警戒レベル4) 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒レベル4、避難指示（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ ○○地区に土砂災害が発生するおそれが高まったため、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■ ○○地区の土砂災害警戒区域、危険区域内にお住まいの方、または危険と感じる方は、速やかに避難を開始してください。</li> <li>■ 防災マップ等で自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■ 避難場所への避難が危険な場合は、少しでも崖や溪流から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど身の安全を確保してください。</li> </ul>
(警戒レベル5) 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒レベル5、緊急安全確保（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ ○○地区に土砂災害の発生が確認されましたので警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。</li> <li>■ 避難場所への避難が危険な場合は、少しでも崖や溪流から離れた建物や自宅の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul>

## (3) 高潮災害

区分	文例
(警戒レベル3) 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒レベル3、高齢者等避難（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ ○○地区に高潮氾濫が発生するおそれがあるため、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■ お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。</li> <li>■ 海岸沿いにお住まいの方については、早めの避難を開始してください。</li> <li>■ それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</li> </ul>
(警戒レベル4) 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒レベル4、避難指示（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ ○○地区に高潮が発生するおそれが高まったため、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■ 緊急に避難してください。</li> <li>■ 防災マップ等で自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■ 避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</li> </ul>
(警戒レベル5) 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒レベル5、緊急安全確保（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ ○○地区で高潮氾濫が発生したため警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。</li> <li>■ 避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul>

(4) 津波災害

区分		文例
避難指示	大津波警報、津波警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送、緊急放送、避難指示（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ 大津波警報（又は津波警報）が発表されたため、〇〇地区に「避難指示」を発令しました。</li> <li>■ ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</li> </ul>
	強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送、緊急放送、避難指示（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ 強い揺れの地震がありました。</li> <li>■ 津波が発生する可能性があるため、〇〇地区に「避難指示」を発令しました。</li> <li>■ ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</li> </ul>
	津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送、緊急放送、避難指示（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ 津波注意報が発表されたため、〇〇地区に避難指示を発令しました。</li> <li>■ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。</li> </ul>

## (5) 火山災害

区分	文	例
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒レベル3、高齢者等避難（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ （噴火警報又は火口周辺警報）が発表されました。</li> <li>■ このため、〇〇地区に火山災害発生の危険性が高まっていますので高齢者等避難を発令しました。</li> <li>■ 次に該当する方は、避難を開始してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。</li> </ul> </li> <li>■ それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</li> </ul>	
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒レベル4、避難指示（2回繰り返し）</li> <li>■ こちらは、雲仙市役所（雲仙市災害対策本部）です。</li> <li>■ 噴火警報が発表されました。</li> <li>■ このため、〇〇地区に噴火による被害発生の危険性が高まっていますので避難指示を発令しました。</li> <li>■ 速やかに避難してください。</li> <li>■ 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難してください。</li> </ul>	

## (6) 避難情報を出すときの注意事項

- 各情報に至った理由（状況）を簡潔に伝達する。
- 避難所については具体的に伝達する。
- 避難に支障となることがある場合（道路冠水、がけ崩れ等）はその状況もあわせて伝達する。

## 15 用語集

### 【あ行】

#### ○ 大雨警報（おおあめけいほう）

---

気象庁が大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告しておおむね市町村単位で発表。警戒レベル3に相当

表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表

#### ○ 大雨警報（浸水害）の危険度分布（おおあめけいほうしんすいがいのきけんどぶんぷ）

---

気象庁が、大雨警報（浸水害）を補足するため、市町村内のどこで大雨警報（浸水害）基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、表面雨量指数を基準値で判定した結果をメッシュ情報で提供。浸水キキクルと同じ。

#### ○ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（おおあめけいほうどしゃさいがいのきけんどぶんぷ）

---

1km四方の領域(メッシュ)毎に、大雨による土砂災害発生危険度の高まりを5段階に判定し、結果を地図上に表示した情報。避難に要する時間を確保するために、危険度の判定には2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数等の予想を用いる。気象庁HPや防災情報提供システムで提供されている。土砂キキクルと同じ。

#### ○ 大雨注意報（おおあめちゅういほう）

---

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。警戒レベル2

#### ○ 大雨特別警報（浸水害）（おおあめとくべつけいほうしんすいがい）

---

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。

## ○ 大雨特別警報（土砂災害）（おおあめとくべつけいほうどしゅさいがい）

---

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。

具体的な指標は以下のとおり

- ・ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

## ○ 大津波警報（おおつなみけいほう）

---

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置付けられている。

## ○ 屋内安全確保（おくないあんぜんかくほ）

---

屋内での待機等の安全確保のこと。自宅・施設等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

### 【か行】

## ○ 解析雨量（かいせきうりょう）

---

アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布・強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせにより精度が高い、面的な雨量を1 km格子で解析したもの。

## ○ 家屋倒壊等氾濫想定区域（かおくとうかいとうはんらんそうていくいき）

---

家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域。

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫）

現行の建築基準に適合した一般的な構造の木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算したもの。

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

過去の浸水規模別に発生した河岸浸食幅より、木造・非木造の家屋倒壊等をもたらすような洪水時の河岸浸食幅を、河岸高（堤内地盤高と平均河床高の差）や

川幅等から推算したもの。

### ○ 危機管理型水位計（ききかんりがたすいいけい）

洪水時の観測に特化した低コストの水位計。大河川では10分、中小河川では5分、水位が急激に上昇する河川は2分間隔で観測することを標準としている。河川の出水特性を踏まえて観測時間間隔を設定可能。

### ○ 危険潮位（きけんちょうい）

その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難情報等の対象区域毎に設定する潮位。

### ○ 基準面（きじゅんめん）

陸地の高さや海の深さの基準となる面のこと。潮汐に関する基準面には、潮位の観測基準面、東京湾平均海面、潮位表基準面、基本水準面等がある。

### ○ 強風注意報（きょうふうちゅういほう）

気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

### ○ 居住者・施設管理者等（きょじゅうしゃ・しせつかんりしゃとう）

地域にいる全ての居住者、滞在者及び要配慮者利用施設、地下街等の所有者又は管理者のこと。

### ○ 居住者等（きょじゅうしゃとう）

地域にいる全ての居住者、滞在者のこと。

### ○ 記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される情報。

## ○ 緊急安全確保（きんきゅうあんぜんかくほ）

---

警戒レベル5 緊急安全確保は、災害が発生または切迫している状況、すなわち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

ただし、災害が発生、切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地・周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって市町村は、平時から居住者等にハザードマップ等を確認し、災害リスクととるべき行動を確認するように促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有していくことが重要である。

市町村長から警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が発生、切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。更に、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。

※切迫：災害発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況

## ○ 緊急地震速報（きんきゅうじしんそくほう）

---

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。地震波には主に2種類の波があり、最初に伝わる早い波（秒速約7 km）をP波、速度は遅い（秒速約4 km）が揺れは強い波をS波という。この速度差を利用してP波を検知した段階でS波による強い揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度（秒速約30万km）で伝わることから、S波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。

---

**○ 警報（けいほう）**

---

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

---

**○ 警報級の可能性（けいほうきゅうのかのうせい）**

---

早期注意情報を参照

---

**○ 高解像度降水ナウキャスト（こうかいぞうどころすいなうきゃすと）**

---

雨量、降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、30分先までは250m格子単位で、35分先から60分先までは1km格子単位で予報する。

---

**○ 洪水キキクル（こうずいききくる）**

---

洪水警報の危険度分布を参照

---

**○ 洪水警報（こうずいけいほう）**

---

気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

---

**○ 洪水警報の危険度分布（こうずいけいほうのきけんどぶんぷ）**

---

気象庁が、洪水警報を補足するため、市町村内のどこで洪水警報基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、流域雨量指数を基準値で判定した結果の面的分布を提供。水位周知河川及びその他の河川の洪水発生危険度の3時間先までの予測の面的な把握の参考になる。洪水キキクルと同じ

---

**○ 降水短時間予報（こうすいたんじかんよほう）**

---

1時間降水量について分布図形式で行う予報。6時間先までは10分毎に1km格子単位で7時間先から15時間先までは1時間毎に5km格子単位で予報する。

---

**○ 洪水注意報（こうずいちゅういほう）**

---

気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単

位で発表。警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。警戒レベル2

### ○ 洪水等（こうずいとう）

---

洪水及び内水氾濫のこと。

### ○ 降水ナウキャスト（こうすいなうきゃすと）

---

降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、1km格子単位で1時間後（5分～60分先）まで予報する。

### ○ 洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

---

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で国または都道府県が水位や流量の予報を行う。洪水予報河川は、水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい川が対象となる。

### ○ 高齢者等避難（こうれいしゃとうひなん）

---

警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況。即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報

避難に時間を要する高齢者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）は期待できる。

市町村長から警戒レベル3高齢者等避難が発令される際には、高齢者等は、危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

本情報は、高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

## 【さ行】

### ○ 災害・避難カード（さいがい・ひなんカード）

---

洪水等（場合によっては複数の河川）、土砂災害、高潮、津波の災害毎に立退き避難の必要性、立退き避難する場合の場所を建物毎に整理して事前に記したカード。各家庭や施設において、災害種別毎にどのように行動するのかを確認し、災害時は、市町村が発する避難情報等の情報をトリガーとして、悩むことなく、あらか

じめ定めた避難行動を取ることができる。

#### ○ 山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

---

都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり）による被害のおそれがある地区

##### ① 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により人家や公共施設等に災害（落石による災害を含む。）が発生するおそれがある地区

##### ② 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

##### ③ 地すべり危険地区

地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

#### ○ 施設管理者等（しせつかんりしゃとう）

---

要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者のこと。水防法等により、避難確保計画を作成することとされている。

#### ○ 指定緊急避難場所（していきんきゅうひなんばしょ）

---

災害対策基本法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、災害種別に応じた指定がなされる。

#### ○ 指定避難所（していひなんじょ）

---

災害対策基本法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。

#### ○ 小河川・下水道等（しょうかせんげすいどうとう）

---

その他河川等のうち、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川・下水道等のこと。

#### ○ 浸水キキクル（しんすいききくる）

---

大雨警報（浸水害）の危険度分布を参照

### ○ 水位周知海岸（すいいしゅうちかいがん）

---

水防法の規定により、都道府県知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

### ○ 水位周知河川（すいいしゅうちかせん）

---

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国又は都道府県は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。水位周知河川は、洪水予報を行う時間的余裕がない流域面積が小さい河川が対象となる。

### ○ 水位周知下水道（すいいしゅうちげすいどう）

---

水防法の規定により、都道府県知事又は市町村長が、内水氾濫により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等  
都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

### ○ 水位到達情報（すいとうたつじょうほう）

---

水防法の規定により、水位周知河川・海岸・下水道において氾濫危険水位等に水位が到達したときに、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が発表する情報。  
市町村長による避難情報の発令判断のための重要な情報となる。

### ○ 垂直避難（すいちよくひなん）

---

切迫した状況において、屋内の上階等に避難すること。「屋内安全確保」の一つ。

### ○ 水平避難（すいへいひなん）

---

その場を立退き、災害リスクのある地域の外側へ水平方向に移動すること。

○ 水防団待機水位（すいぼうだんたいきすい）

---

水防団（消防団）が待機する水位。居住者等に行動を求めるレベルではない。

○ 専門機関（せんもんきかん）

---

市町村が助言を求めることのできる対象機関のこと。

○ 早期注意情報（そうきちゅういじょうほう）

---

5日先までの警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が〔高〕〔中〕2段階で提供される。大雨、大雪、暴風（雪）、波浪、高潮の早期注意情報がある。このうち、大雨及び高潮の早期注意情報は警戒レベル1（防災気象所法等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める）に対応。

○ その他河川等（そのたかせんとう）

---

洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道以外の河川及び下水道のこと。河川特性等を考慮し、河川事務所等や気象台等からの助言も踏まえ、避難情報の発令を判断する。

【た行】

○ 待避（たいひ）

---

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。なお、「たいひ」には、安全な場所に留まることに主眼を置いた「待避」と、安全な場所へ移動することに主眼を置いた「退避」二通りの表記があるため、文脈に応じて表記を適切に使い分けること。

○ 台風情報（たいふうじょうほう）

---

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

① 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10分間平均）、最大瞬間風速、暴風域、強風域。

## ② 台風の予報の内容

120時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円の中心と半径）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

## ○ 高潮警報（たかしおけいほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して概ね市町村単位で暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表。

## ○ 高潮注意報（たかしおちゅういほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇の有無及び程度について、一般の注意を喚起するために概ね市町村単位で発表。災害の起こるおそれのある場合にのみ行う。

① 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれのある場合。

② 高潮災害には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設等の損壊、船舶等の流出などがある。「異常潮」によるものを含む。

警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替わる可能性に言及する。警戒レベル2

## ○ 高潮特別警報（たかしおとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表。

## ■ 高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上

## ○ 立退き避難（たちのきひなん）

自宅・施設等から指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。水平避難と同意。

## ○ 竜巻注意情報（たつまきちゅういじょうほう）

---

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域（〇〇県南部など）の単位で発表される。有効期間は、発表から1時間

## ○ 注意報（ちゅういほう）

---

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。

気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。ただし、津波注意報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。大雨・洪水・高潮の注意報は、警戒レベル2

## ○ 潮位（ちょうい）

---

基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。「標高」の基準面として東京湾平均海面（T P）が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等が用いられる。

## ○ 潮汐（ちょうせき）

---

約半日の周期でゆっくりと上下に変化する海面の水位（潮位）の昇降現象のこと。

## ○ 津波警報（つなみけいほう）

---

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表する。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

## ○ 津波注意報（つなみちゅういほう）

---

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表

する。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

#### ○ 津波の高さ（つなみのたかさ）

---

「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがある。また、津波情報（津波観測に関する情報）で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された津波の高さである。

#### ○ 天文潮（てんもんちょう）

---

潮汐のうち、月や太陽の起潮力のみによって生じる海面の昇降現象。潮汐は、天文潮に気圧や風など気象の影響が加わったもの。

#### ○ 天文潮位（てんもんちょうい）

---

主として天文潮を予測した潮位のこと。推算潮位。過去に観測された潮位データの解析をもとにして計算される。

#### ○ 東京湾平均海面（TP）（とうきょうわんへいきんかいめん）

---

標高（海拔高度）の基準面。水準測量で使用する日本水準原点はTP上24.3900mと定義されている。以前は東京湾中等潮位と呼ばれていたが、現在は用いられていない。

#### ○ 特別警戒水位（とくべつけいかいすい）

---

水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸において、付近の居住者等の避難の参考とするために設定された水位。

#### ○ 特別警報（とくべつけいほう）

---

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報  
気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。津波特別警報は「大津波警報」として発表される。

## ○ 土砂キキクル（どしゃききくる）

---

大雨警報（土砂災害）の危険度分布を参照

## ○ 土砂災害危険度情報（どしゃさいがいきけんどうじょうほう）

---

都道府県が独自に提供する情報で、1～5 kmメッシュ、10分～60分毎、最大2～3時間先までの土砂災害の危険度を表示している。なお、ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的により細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。

## ○ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいけいかいくいき・どしゃさいがいとくべつけいかいくいき）

---

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域

### ① 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

### ② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

## ○ 土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう）

---

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が警戒レベル4避難指示を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

## ○ 土砂災害の危険度分布（どしゃさいがいきけんどうぶんぷ）

---

気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と各都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報

## ○ 土壌雨量指数（どじょうりょうしすう）

---

降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したものの。1 kmメッシュ、10分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）等の発表判断に用いられる。土砂災害発生の危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂災害の危険度分布（気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」及び都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」で確認できる。

### 【な行】

## ○ 内水氾濫（ないすいはんらん）

---

降雨により下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる氾濫をいう。水防法第2条に定める「雨水出水」のこと。

### 【は行】

## ○ 氾濫開始相当水位（はんらんかいしそうとうすい）

---

ある箇所の堤防天端高など氾濫が開始する水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の推移に換算した水位を「氾濫開始相当水位」という。

同一の氾濫域を抱える一連の区域のうち、最も越水等の可能性が高い箇所を危険箇所といい、この危険箇所の氾濫が想定される水位を基にした「氾濫開始想定推移」を予め把握し、「警戒レベル5 緊急安全確保」等の発令基準とすることが考えられる。

## ○ 氾濫危険情報（はんらんきけんじょうほう）

---

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなる時に発表される洪水予報。水位が氾濫危険水位に達した場合、急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき等に発表される。洪水予報河川以外にも、水位周知河川、水位周知下水道について水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合には、「××川氾濫危険情報」、「××市××地区内水氾濫危険情報」が発表される。

## ○ 氾濫危険水位（はんらんきけんすい）

---

洪水、内水氾濫により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、洪水特別警戒水位（水防法第13条）に、水位周知下水道においては雨水出水特別警戒水位（水防法第13条の2）に相当する。

#### ○ 氾濫警戒情報（はんらんけいかいじょうほう）

---

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合、水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると予想された場合には「××川氾濫警戒情報」が発表される。洪水予報河川以外に、あらかじめ国土交通大臣または都道府県知事により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

#### ○ 氾濫注意情報（はんらんちゅういじょうほう）

---

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位が上昇すると予想された場合、氾濫注意水位以上で、かつ避難氾濫水位未満の状態が継続している場合等には、「××川氾濫注意情報」が発表される。洪水予報河川以外に、水位周知河川についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

#### ○ 氾濫注意水位（はんらんちゅういすい）

---

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位。水防団の出動の目安となる水位である。

#### ○ 氾濫発生情報（はんらんはっせいじょうほう）

---

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川以外に、水位周知河川や水位周知海岸についても、発表されることがある。

#### ○ 避難計画（ひなんけいかく）

---

要配慮者利用施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により作成することになっている災害

に関する計画のこと。

### ○ 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

---

災害対策基本法に規定された用語。要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

### ○ 避難指示（ひなんしじ）

---

警戒レベル4 避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち、災害リスクのある区域の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。

市町村長から警戒レベル4 避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

### ○ 避難情報（ひなんじょうほう）

---

警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保のこと。

### ○ 避難判断水位（ひなんはんだんすい）

---

市町村長の警戒レベル3 高齢者等避難発令の目安となる水位であり、居住者等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。指定緊急避難場所の開放、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定する。

### ○ 表面雨量指数（ひょうめんりょうしすう）

---

短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけの良い傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込

みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生危険度の面的分布は、発表判断基準との比較によって判定された「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。

#### ○ 府県気象情報（ふけんきしょうじょうほう）

---

警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、各都道府県にある気象台などが適宜発表する情報。

#### ○ PUSH型（ぷっしゅがた）

---

情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段。

#### ○ PULL型（ふるがた）

---

情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段。

#### ○ 暴風警報（ぼうふうけいほう）

---

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね20m/sを超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。

#### ○ 暴風特別警報（ぼうふうとくべつけいほう）

---

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。

- 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

#### 【や行】

#### 配慮者（ようはいりょしゃ）

---

平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者」のこと。

---

○ 予想最高潮位（よそうさいこうちょうい）

---

高潮注意報・警報・特別警報及び府県気象情報の中で明示される潮位の予想最大値。高潮によって浸水する範囲と密接な関係がある。

【ら行】

○ 陸閘（りくこう）

---

河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能なように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

○ 流域（りゅういき）

---

ある河川、又は水系の四囲にある分水界（二以上の河川の流れを分ける境界）によって囲まれた区域。洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

○ 流域雨量指数（りゅういきうりょうしすう）

---

河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨（解析雨量）と今後降ると予想される雨（降水短時間予報）を取り込んで、流出過程（タンクモデル）と流下過程（運動方程式）を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が警戒レベル3高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。なお、3時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には、「洪水警報の危険度分布」が活用できる。

○ 流域平均雨量（りゅういきへいきんうりょう）

---

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。



## 沿 革

平成 27 年 3 月 作成	内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」（平成 26 年 4 月）に基づき作成
平成 30 年 3 月 修正	内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月）に基づき修正
令和 2 年 9 月 修正	内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 31 年 3 月）に基づき修正
令和 5 年 6 月 修正	内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月）に基づき修正

---

### 避難情報の判断・伝達マニュアル（令和 5 年 6 月修正）

発行・編集 雲仙市役所 総務部 危機管理課  
〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名 714 番地  
TEL：0957-47-7769  
FAX：0957-38-3109

---